

家賃支援を申請した方で、次の場合は変更申請が必要です

- ・別の賃貸住宅へ引っ越した場合
- ・補助対象経費が20%以上増減する場合
(途中で住宅を購入した場合等)

【申請者】

〒

令和8年 10月 1日

960-8601

住所

福島市五老内町3-1

○×ハイツ

フリガナ

フクシマ タロウ

氏名

福島 太郎

電話番号

090-xxxx-xxxx

E-mail

fukushima@xxx.com

必ず申請した方と同じ方が変更申請をしてください。
例えば「申請書が妻の名前で変更申請書が夫の名前」は
できません。

福島市結婚等新生活支援事業補助金変更申請書

令和8年度標記事業補助金について、下記のとおり変更したいので、福島市結婚等新生活支援事業補助金
交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号 令和 8 年 8 月 20 日
福島市指令第 1234 号

2 補助対象経費

変更後	535,000	円
変更前	759,000	円
差引額	-224,000	円

申請後に届いた「交付決定通知書」の右上の日付、左上の指令番号を転記。

3 変更交付申請額

変更後	206,000	円
変更前	220,000	円
差引額	-14,000	円

補助対象経費：対象経費を合計月数でかけたもの
交付申請額：申請額を合計月数でかけたもの
※「変更前」の欄は申請書で記載した申請内訳で確認
※「変更後」の欄は次ページで記載した申請内訳で確認

4 変更の理由

補助対象住宅の変更
住所の変更 など

添付書類として、例えば転居の際は

- ・転居後の住民票
 - ・転居後の物件の契約書
- が必要です。

5 変更の内容

別の賃貸物件へ引っ越したことに伴う、補助金対象経費の減額 など

(注) 申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類を準用することとする。なお、変更がない箇所の添付書類は必要ないものとする。

【申請内訳】

1か月あたりの申請額積算（↓1か月分の金額を記載）						
対象月		①賃料	②共益費	③住宅手当	④対象経費	⑤申請額
月分から	月分まで			円	円	円
合計	か月分					

< ↓月によって①賃料 ②共益費 ③住宅手当の金額が異なる場合のみ >

申請時点で金額が異なることが判明している場合は、その他の表に入力してください。

（例）日割り家賃の発生、別の賃貸住宅へ引っ越す予定、住宅手当額の変更 など

その他		①賃料	②共益費	③住宅手当	④対象経費	⑤申請額
5 月分から	8 月分まで	75,000円	4,000円	10,000円	69,000円	20,000円
合計	4 か月分					
9 月分から	3 月分まで	45,000円	2,000円	10,000円	37,000円	18,000円
合計	7 か月分					
月分から	月分まで	円	円		円	円
合計	か月分					
月分から	月分まで	円	円			
合計	か月分					

変更後の申請内容を記載してください。

<家賃支援をご申請された皆さんへ>

申請の前に、補助対象の期間を確認してください。

婚姻日等や同居開始日によって対象期間が異なります。

申請の手引きで確認してください。

<家賃の支払日について>

⚠ 家賃を支払う日にちを必ず確認してください ⚠
契約書などに記載してあります。

多くの方は前月に支払っています。

令和8
4/1

⇒ R8.5月分から R9.3月分 の11か月分
が基本です。
※4月分は3月に支払うため対象外

令和9
3/31

R8.4月分からR9.3月分家賃のうち
R8.4.1～R9.3.31に支払った費用が対象

申請できるのは
R9.3月分まで